

柏市谷津保全指針

平成29年1月改定

柏市

目 次

はじめに	1
1 指針の位置づけ	2
2 指針の運用	3
3 谷津の自然と範囲	3
4 柏市の現状	4
5 目標と基本方針	6
(1) 目標	
(2) 基本方針	
① 谷津景観の保全	
② 生きもの多様性・生態系の保全・回復・再生	
③ 水源の保全	
④ 環境学習の場としての活用	
6 保全対象地	8
7 保全策とその展開	9
(1) 谷津田の保全	
(2) 樹林地の保全	
(3) 市民等による保全活動	
(4) 環境学習の展開	
(5) 広報・啓発の推進	
8 推進体制	13

はじめに

本市における土地利用の状況をみると、暮らしの変化や都市化の進行等により、市内の農地や樹林地は減少し続けており、生きもの多様性に富む自然環境の保全は、喫緊の課題となっています。

特に、谷津の自然は、谷津田・湧水・用水路の水辺環境、斜面林等の樹林地で構成され、人々の暮らしと密接につながり、農地としての食糧生産の場だけでなく、地下水のかん養、生きものの生息・生育環境として重要な役割を担ってきました。また、谷津は河川の水源地であり、昔から親しまれてきた田園風景は、水循環や景観の観点から重要であり、市民にとって貴重な財産です。

この良好な自然環境は、谷津田で行われてきた農業と一体的に育まれてきたものですが、農業生産性の面で制約が大きく、近年の農業従事者の高齢化や担い手不足等もあって、谷津田の荒廃地化が進み、建設発生土の埋立て等によって失われていく例が見受けられます。

谷津田は、農業振興の視点から農作物の生産性向上を目指していますが、環境的な視点では谷津田が持つ多面的機能^{※1}（水循環や生きもの多様性等）の保全が必要です。

こうした背景を踏まえ、本指針では、環境的な視点から、多様な自然環境を有する谷津を将来に残すべき重要な環境資源と位置付けて、保全に向けた具体的な方策を定めることとします。

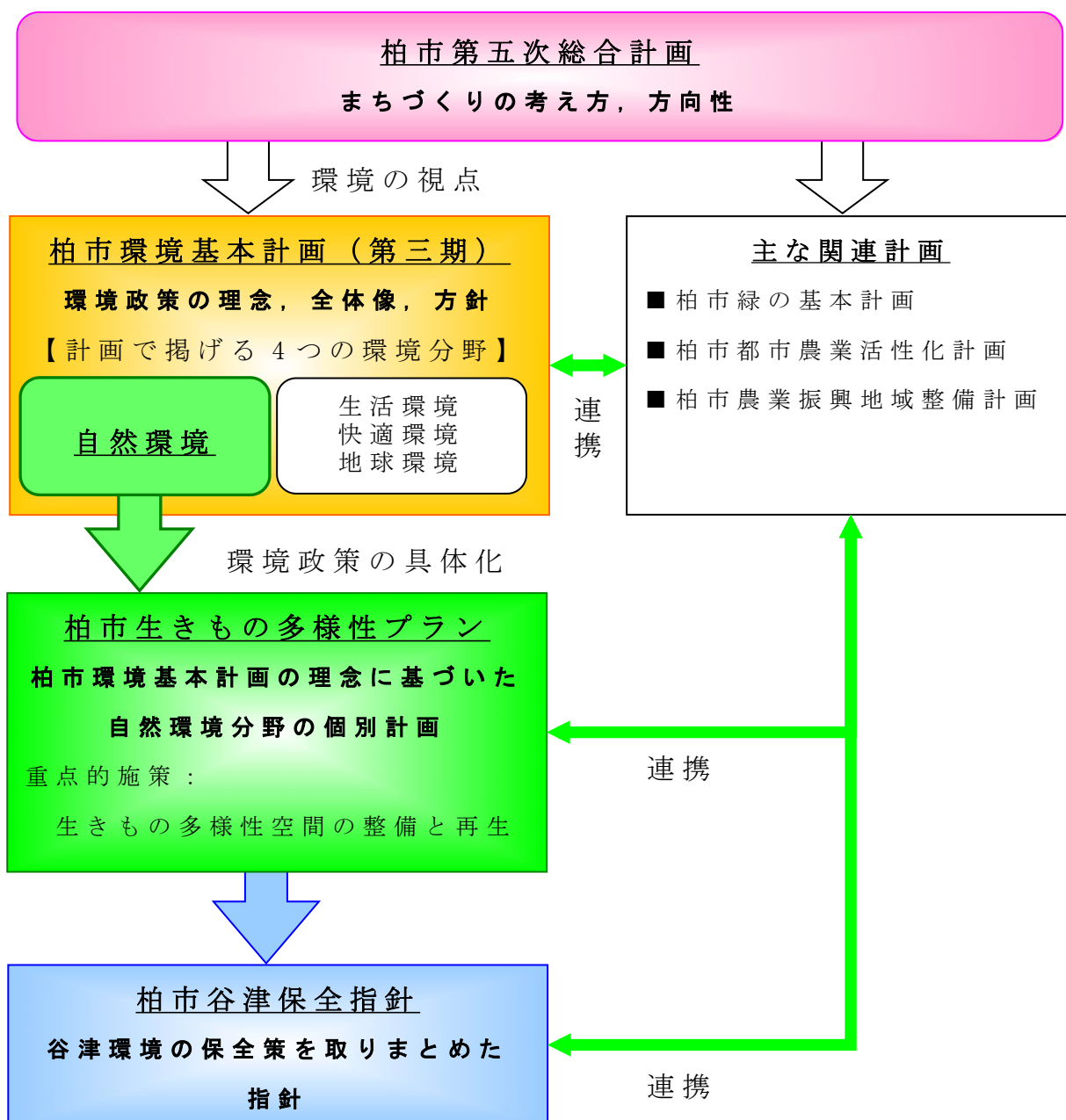
※1 農地の多面的機能

- ・ 持続的な食糧供給
 - ・ 地域社会の形成
 - ・ 環境への貢献
- ① 洪水防止 ② 地下水かん養 ③ 水質浄化 ④ 大気調節
⑤ 気候緩和 ⑥ 生態系保全 ⑦ 景観保全 等

1 指針の位置づけ

谷津の保全については、「柏市第五次総合計画」、「柏市環境基本計画（第三期）」、「柏市生きもの多様性プラン」において、将来世代に豊かな自然環境を残すとともに、生きものの生息・生育環境を保全・再生するため、重点的に取り組むこととしています。

本指針はこれらの計画及び関連する計画に基づき、谷津保全に係る具体的な方策を定めるものです。



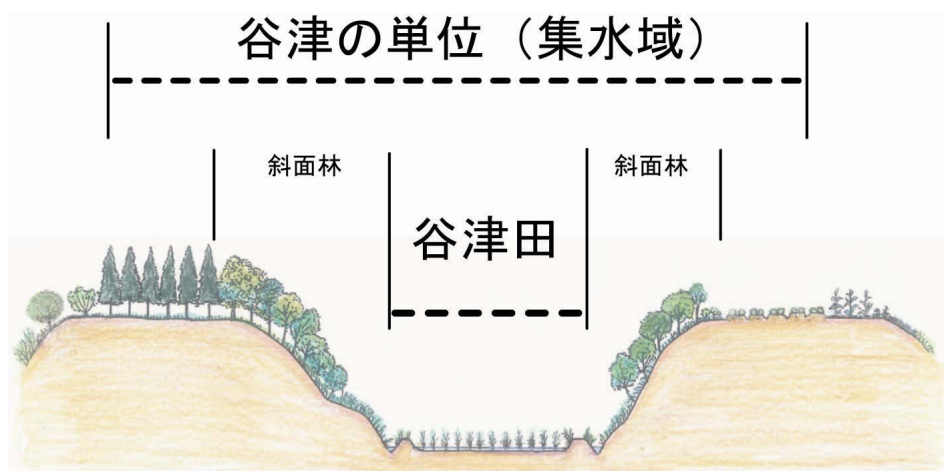
2 指針の運用

本指針の運用期間は、柏市環境基本計画と整合を図り、10年間（平成28年度～平成37年度）とします。

期間中においては、谷津の現況調査や柏市自然環境調査の結果等を参考に、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 谷津の自然と範囲

谷津とは、台地に河川の浸食で谷が刻まれ、海進による堆積、海退による陸地化で生じた平らな谷底をもつ浅い谷地形を指します。谷津を囲む谷の斜面に樹木が生育して斜面林をつくり、谷底部の湿地では、豊富な湧水を利用して古くから稲作が行われ、こうした水田は谷津田と呼ばれています。



谷津に接する台地の上部は平たんで、そこに生育する樹林や草原、畑地等は、雨水を浸透して地下水を蓄えるかん養域になります。地下水は斜面林の下部からしみ出し（湧水）、小さい流れを作り谷津田を潤します。

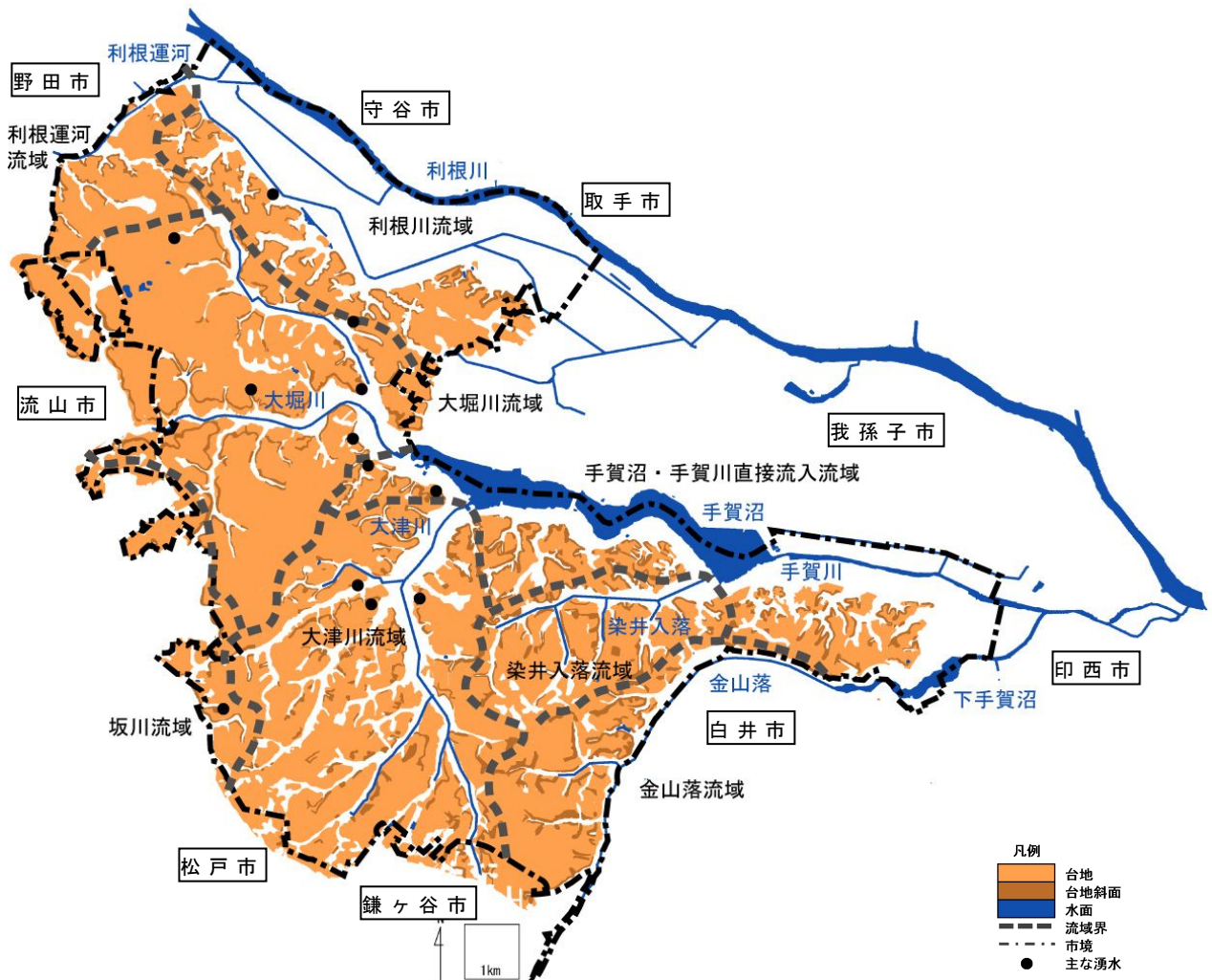
本指針では、谷津田と斜面林及び斜面林とつながる台地の一定面積で囲まれる集水域を一つの谷津の単位とします。

4 柏市の現状

本市は、北総台地（下総台地）の中央部に位置し、標高は約0m（水道橋周辺）から32m（南増尾周辺）で、ほぼ平坦な地形です。北部は利根川河川敷や湧水地が広がり、沖積低地を形成しています。台地には手賀沼に流入する大堀川、大津川によってできた谷津が樹枝状に広がって台地を分断しています。また、利根運河や染井入落、金山落流域でも谷津が広がっています。

◆ 地形と河川流域

資料：国土地理院土地条件図，千葉県手賀沼水循環回復行動計画，環境省湧水保全ポータルサイトを基に作成

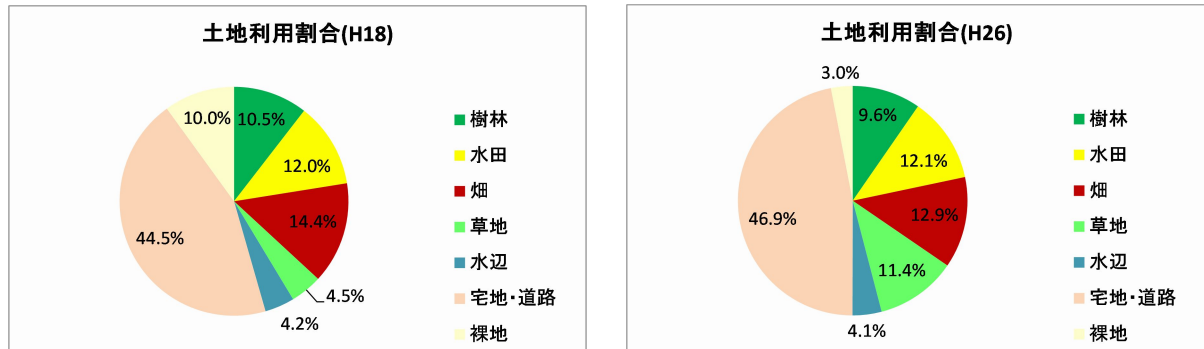


本市は首都近郊の都市でありながら、昔からの農業の営みと一体となって形成されてきた多様でまとまった自然環境を有しています。

市内の緑地の現況は、樹林地・農地（水田・畑）・草地・河川等・裸地の市域面積に占める割合が53.1%であり、うち農地系が25.0%となっていることから、水田や畑等の農地が本市の緑の多くを担保しています。

◆ 土地利用の割合の推移

資料：平成26年度柏市緑の基本計画アクションプラン推進委託報告書



本市や周辺の地域では、古くから、低地は水田に、台地上は畑作や馬の放牧に利用され、資源（薪，肥料，樹木等）の供給源である雑木林が広がっていました。

特に、低地では治水対策がなされ、水路や田が整備され、それらと共存できる自然が形成されてきました。台地の谷の谷津地形は、地形や日照が複雑で、地下水が湧いて湿地や水辺ができ、さらに水田が作られるというように多様性に富んだ環境であり、様々な生きものが生育・生息する場となってきました。

このように、本市の自然環境は農業集落の影響を受けて形成され、人が管理することで維持されているといえます。また、土地所有者も農業を受け継いできた人がほとんどであり、谷津の自然と農業は一体的なものといえます。

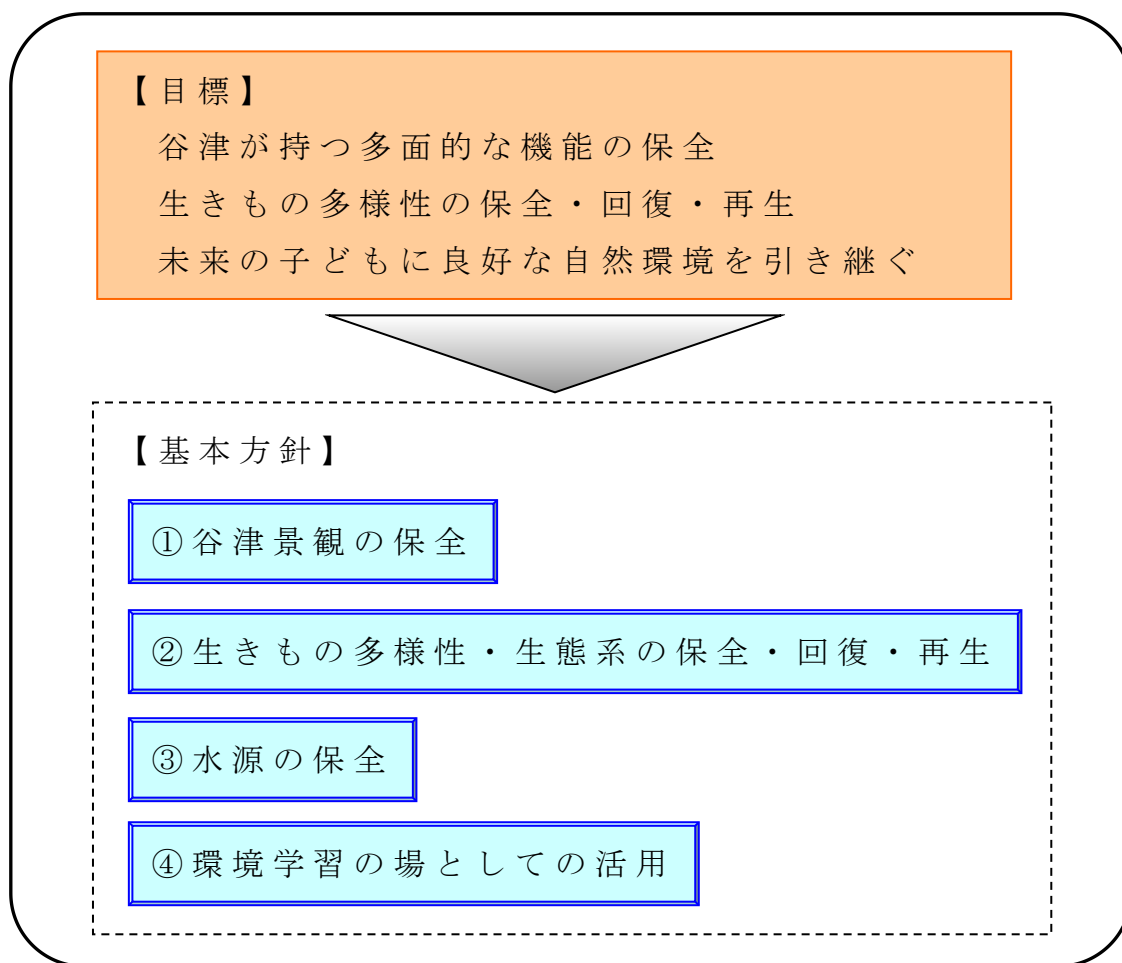
◆ 谷津田の環境

資料：「柏市生きもの多様性プラン」を着色



手賀の谷津

5 目標と基本方針



(1) 目標

谷津が持つ多面的な機能を保全することで、生きもの多様性の保全・回復・再生を図り、未来の子どもに良好な自然環境を引き継ぐことを目指します。

(2) 基本方針

① 谷津景観の保全

昔から親しまれてきた豊かな谷津景観を維持・再生するため、谷津田、湧水、斜面林等の多様な環境要素を一体として保全します。

このため、営農管理されている谷津田については、その継続を支援するとともに、放棄された谷津田や水路、斜面林等については、廃棄物の不法投棄の場等とならないよう、市民等と協働した保全に取り組みます。

②生きもの多様性・生態系の保全・回復・再生

谷津の独特な自然環境に育まれて生息・生育している多様な生きものとその生態系を保全・回復・再生します。

谷津の自然環境は農業と深いつながりがあるため、農業に関わる人の営みによって維持管理されてきた水田や水路、湧水、斜面林等の保全を支援するとともに、放棄された谷津田等については、谷津田の復元を目指しつつ、谷津らしい自然環境へ回復・再生します。

③水源の保全

谷津は台地の地下水かん養能力を有し、谷津田は洪水抑制機能や水質浄化機能を有しています。一定面積で囲まれる集水域を一つの単位として保全することで、これらの谷津が持つ水源地としての機能を保ちます。

このため、谷津周辺の樹林地の減少を防ぐとともに、環境と調和の取れた農業生産活動に努めて谷津田を維持します。

④環境学習の場としての活用

豊かな谷津の自然環境を保全することで、市民の自然への関心や環境を保全する気持ちを育てる環境学習の場として活用します。

このため、市民等との協働により谷津の保全を推進するとともに、谷津を活用した環境学習に取り組みます。

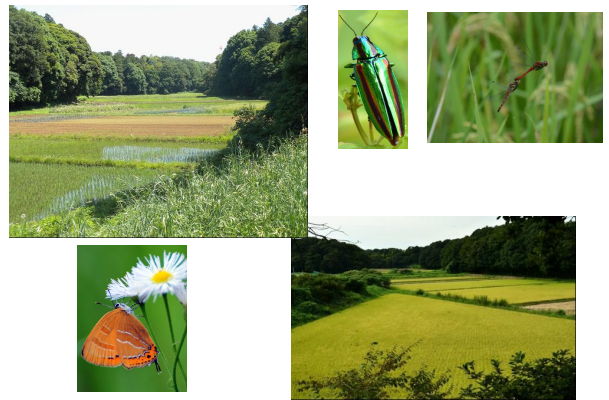
6 保全対象地

柏市生きもの多様性プランで定めた「生きもの多様性重要地区(仮称)」候補地に含まれる谷津及びその他に市内に現存する谷津の中から、自然景観，生きものの生息・生育環境，谷津田の活用・保全状況等を考慮して，以下の6箇所を保全対象地として選定しました。

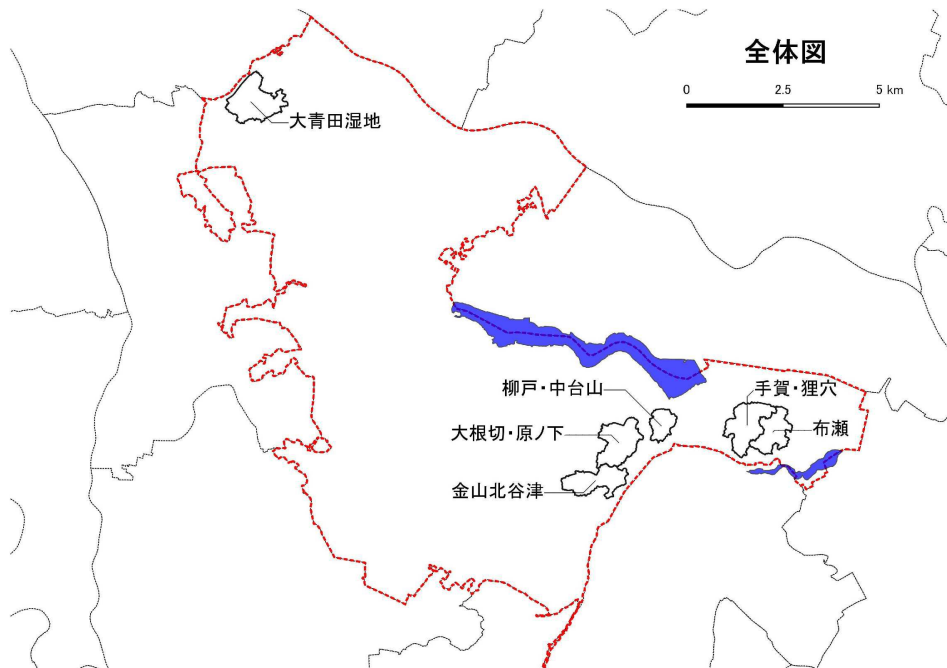
なお，保全対象とならなかった谷津については事業の進捗や社会状況等を踏まえ，必要に応じて見直し等を検討します。

◆ 保全対象地

番号	名称	候補地 No.
1	大青田湿地	1-②
2	大根切・原ノ下	—
3	柳戸・中台山	3-⑩
4	手賀・狸穴	3-⑫
5	布瀬	3-⑬
6	金山北谷津	—



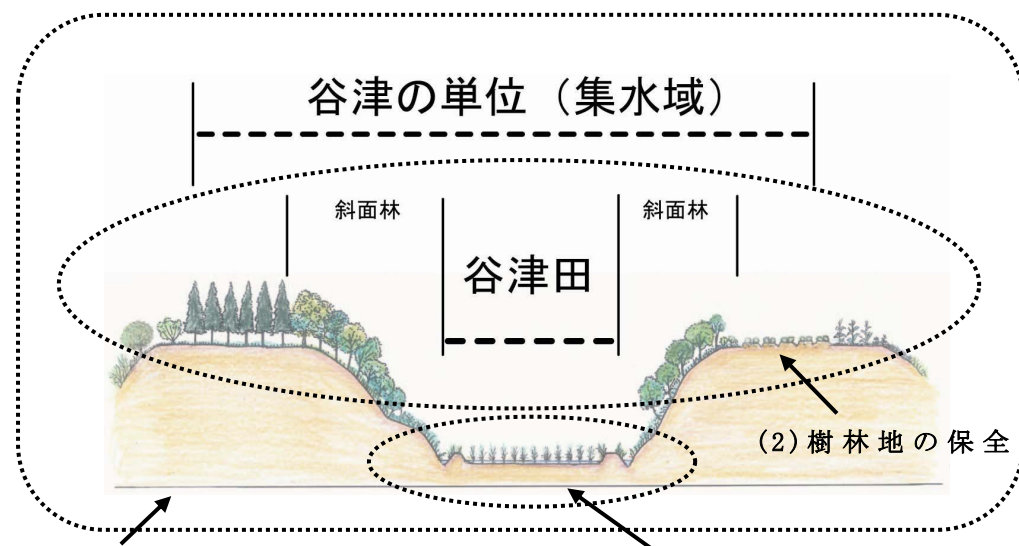
※ 候補地 No. : 柏市生きもの多様性プランで定める重要地区候補地の番号



保全対象地の位置図

7 保全策とその展開

本指針に掲げる目標を達成するための具体的な施策は、次のとおりです。土地所有者の理解と協力のもと、土地所有者、市民等、行政の三者による連携・協働で取り組みます。市民等には、地域団体、市民活動団体、企業等を含みます。



(3) 市民等による保全活動

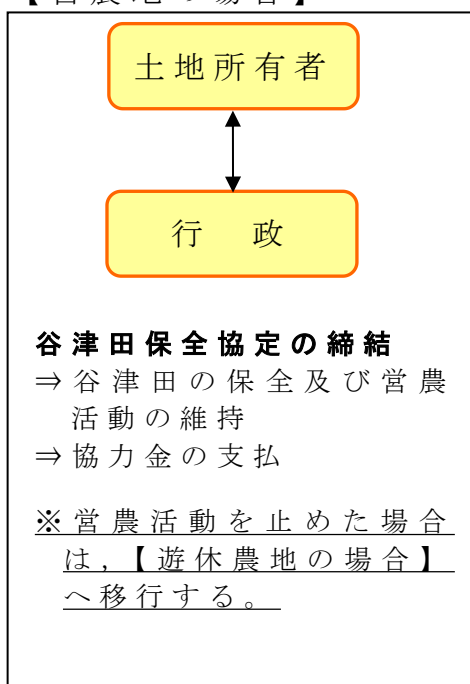
(1) 谷津田の保全

(4) 環境学習の展開

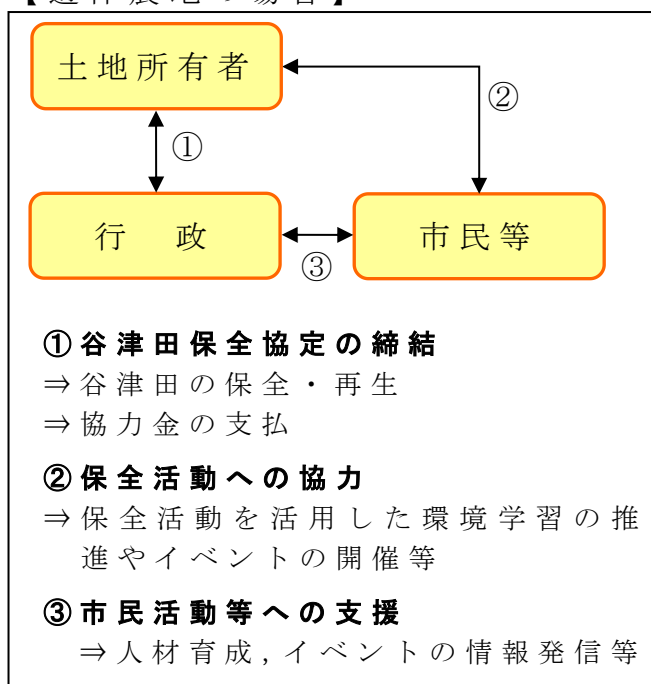
(5) 広報・啓発の推進

(1) 谷津田の保全

【営農地の場合】

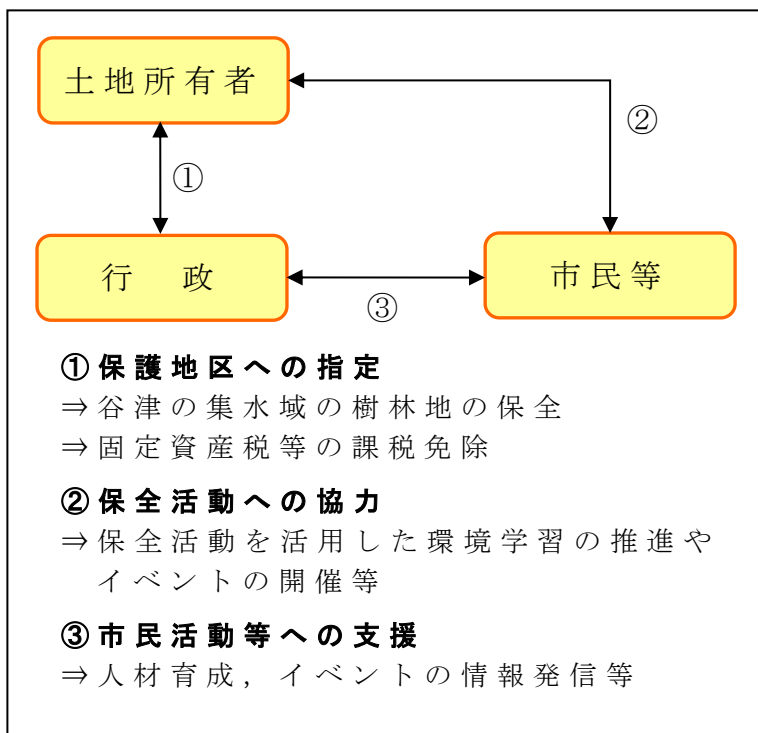


【遊休農地の場合】



谷津田を保全するため、土地所有者の理解と協力のもと保全協定を締結します。水田として営農されている谷津田については、その継続を依頼し、遊休農地となっている谷津田については復田を依頼します。その際、土地所有者だけでは復田することが困難であるため、市民活動団体や企業をはじめとした多様な主体の協力を得ながら、谷津田の保全・再生を目指します。

(2) 樹林地の保全



谷津の集水域である樹林地については、土地所有者へ働きかけ、保護地区^{*1}に指定します。併せて、保護地区の指定の有無に関わらず、市民等が、樹林地の保全活動を希望する場合は、カシニワ制度^{*2}を活用し、その活動を支援します。

※1 保護地区

柏市緑を守り育てる条例に基づき、市が指定する区域

- ◆ 指定要件：次のいずれかに該当し、樹木の集団が健全で、かつその集団が存する土地の面積が700㎡以上であること
 - ・ 緑が良好な自然景観を形成していること
 - ・ 緑が歴史的及び文化的遺産と一体となっていること
 - ・ 都市計画及び生活環境上、緑を保護することが必要と認められること
- ◆ 指定期間：3年以上
- ◆ 助成等：補助金の交付，固定資産税・都市計画税の課税免除

※2 カシニワ制度

柏市内で市民団体等の方々が手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や空き地等）並びにオープンガーデンを「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置付け、みどりの保全・創出や人々の交流等を図っていくことを目的とした制度。土地を貸したい土地所有者、使いたい市民団体等や支援したい人の情報を集約し、市が仲介等を行います。

(3) 市民等による保全活動

遊休農地となっている谷津田と集水域である樹林地において、市民等が谷津の保全・再生に向けた活動を希望する場合は、行政が土地所有者と市民との仲介役を担い、活動状況の広報、活動する人材の育成、イベントの情報発信など様々な方法で支援します。

市民等との協働による保全・再生活動の取組例

- ・ 市民に対する田植体験，収穫体験
- ・ 生きもの調査
- ・ 希少種の保全
- ・ 清掃活動
- ・ 下草刈りによる植物や樹木の生育保護
- ・ 湧水及び集水域である樹林地の保全
- ・ 自然観察会の開催
- ・ CSR（企業の社会的責任）活動
- ・ 保全活動に参加する市民ボランティアの育成

(4) 環境学習の展開

自然に触れ合いながら環境について学ぶことは、単に知識を得るだけではなく、理解を深め、進んで環境保全行動に参加する意欲を高めます。

特に、子どもの頃の自然体験は、心を成長させ、ことばも豊かにするなど、表現力等の向上につながります。

このため、地域団体，市民活動団体，教育機関，企業等と連携し、田植体験や自然観察会の開催等，谷津を活用した体験型の環境学習を行います。

(5) 広報・啓発の推進

できるだけ多くの土地所有者に谷津の保全への理解・協力をいただき、より多くの市民等に保全活動に参加していただけるよう積極的な情報発信を行います。

市民の自然への関心を高めるため、谷津における生きものの状況や四季の変化に関する情報を発信します。また、保全活動が可能な場所や実施状況、イベントの開催等に関する情報を発信することで、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

8 推進体制

本指針に掲げる施策は、土地所有者、市民等、行政の三者の連携・協働により推進します。市民等には地域団体、市民活動団体、企業等を含みます。近年、市民活動団体では会員の高齢化による人材不足が課題となっているため、新たな試みとして企業との連携・協働を目指します。また、谷津の保全は水田、樹林地、生きもの等を対象とするため、行政においては庁内関係課が協力し、組織横断的に取り組みます。

